

平成30年度 第1回

三重県伊勢志摩サミット推進本部会議

事項書

日時 平成30年4月2日(月)

13:15~13:25

場所 プレゼンテーションルーム

1 雇用経済部からの報告

(1) 三重県伊勢志摩サミット推進本部設置要綱の改正について【資料1】

(2) 三重県伊勢志摩サミット推進本部の解散について

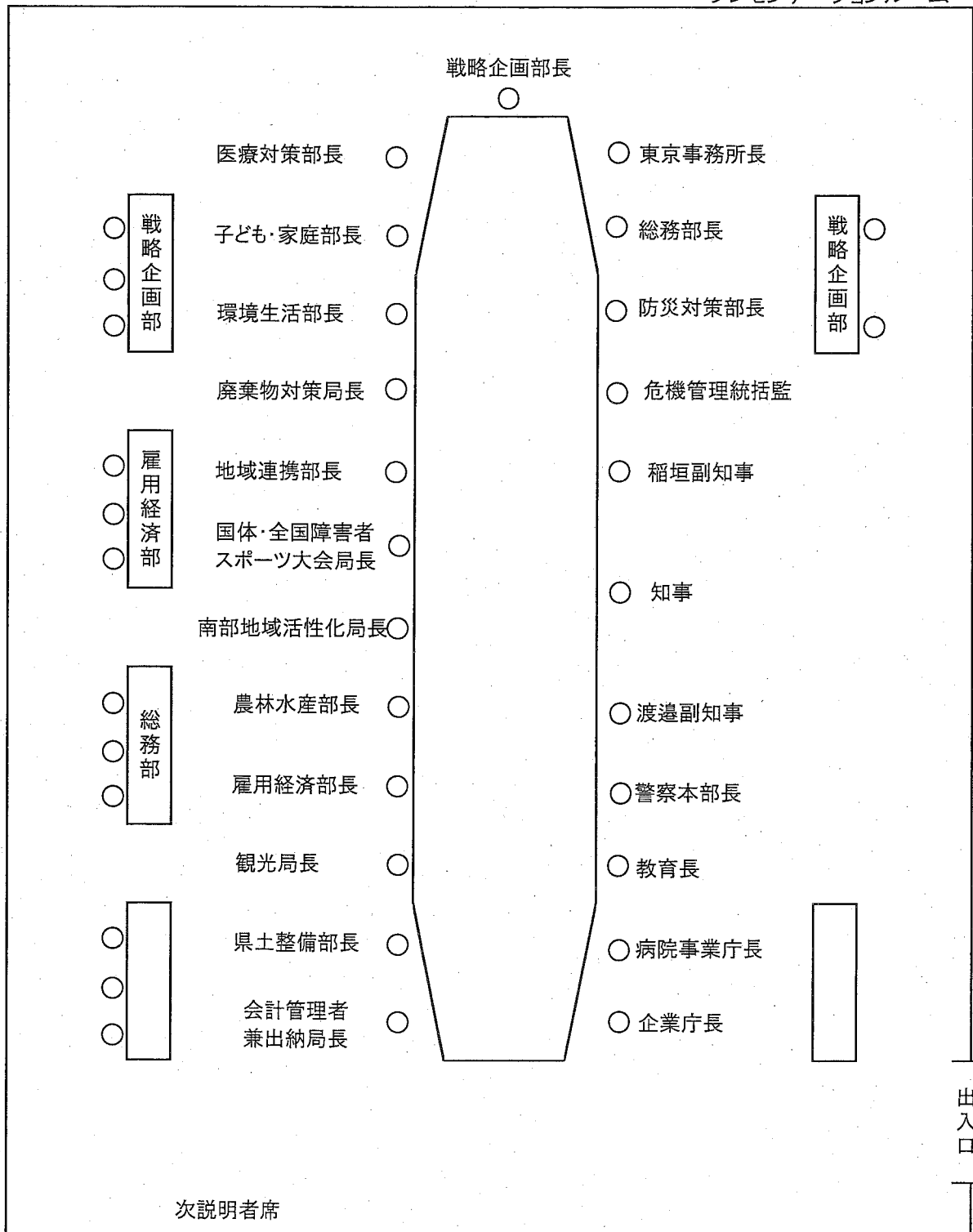
3月31日(土)をもって伊勢志摩サミット三重県民会議が解散した。

三重県伊勢志摩サミット推進本部も役割を終えたことから、本日の会議をもって解散することとしたい。

2 その他

平成30年度第1回三重県伊勢志摩サミット推進本部会議(4月2日)座席表

プレゼンテーションルーム



## 三重県伊勢志摩サミット推進本部設置要綱（案）

## （設 置）

第1条 2016年に本県において開催される主要国首脳会議（以下「サミット」という。）の円滑な実施等を図るため、三重県伊勢志摩サミット推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) サミットの円滑な実施を図るための総合調整に関すること。
- (2) その他サミットの推進等に必要な事項に関すること。

## （構 成）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

## （本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、別表2に定める順序によりその職務を代理する。

## （会 議）

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

## （幹事会）

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、雇用経済部国際戦略課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 オブザーバーは、別表4に掲げる職にある者とする。
- 6 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
  - (1) 推進本部に提案する事項
  - (2) 各部局等の所掌事項について相互に調整する事項

- 7 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 8 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
- 9 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(委員会)

第7条 本部員は、サミットの推進体制を確立するため、各部局等に委員会を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、三重県雇用経済部国際戦略課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

防災対策部長
戦略企画部長
総務部長
健康福祉部長
健康福祉部医療対策局長
健康福祉部子ども・家庭局長
医療保健部長
子ども・福祉部長
環境生活部長
環境生活部廃棄物対策局長
地域連携部長
地域連携部スポーツ推進局長 国体・全国障害者スポーツ大会局長
地域連携部南部地域活性化局長
農林水産部長
雇用経済部長
雇用経済部観光局長
県土整備部長
会計管理者兼出納局長
企業庁長
病院事業庁長
教育長
警察本部長
東京事務所長
関西事務所長

別表2 (第4条関係)

1	副知事	渡邊	信一郎
2	副知事	稲垣	清文
3	危機管理統括監	服部	浩

別表3 (第6条関係)

防災対策部防災対策総務課長
戦略企画部戦略企画総務課長
戦略企画部企画課長
戦略企画部政策提言・広域連携課長
総務部総務課長
総務部財政課長
健康福祉部健康福祉総務課長
環境生活部環境生活総務課長
地域連携部地域連携総務課長
農林水産部農林水産総務課長
雇用経済部雇用経済総務課長
県土整備部県土整備総務課長
出納局出納総務課長
企業庁企業総務課長
病院事業庁県立病院課長
教育委員会事務局教育総務課長
警察本部警務部警務課企画室長

別表4 (第6条関係)

議会事務局総務課長
四日市港管理組合総務課長